

議案第 39 号

江別市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

江別市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市都市計画税条例の一部を改正する条例

江別市都市計画税条例（昭和 57 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 4 2 項」を「附則第 15 条第 4 1 項」に改める。

附則第 1 2 項中「第 3 4 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江別市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。